

《位置づけ》 福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりを推進するための総合的な基本計画

《計画期間》 5年間（2019年度～2023年度）

バリアフリーをめぐる現状

<国の動向等>

- 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定等
- 「障害者差別解消法」の施行、「バリアフリー法」の改正等

➡「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」

<都民の意識調査>

- 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っている人は約3割

計画の目標

- 誰もが自分の意志で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会

《推進にあたってのポイント》

- 福祉のまちづくりで目指す社会像の共有
- 高齢者や障害者等の当事者参加と意見の反映
- 都民、事業者、行政等の一体的推進

「福祉のまちづくり推進計画」の5つの視点と主な施策

I 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

- 交通機関、道路等のバリアフリー化の推進
- 面的なバリアフリー整備
(都市整備局、建設局、交通局など)

II 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

- 建築物、公園等のバリアフリー化の推進
- 公共住宅の整備、民間住宅の整備促進
(財務局、オリパラ局、都市整備局、福祉保健局など)

III 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

- 災害への備え及び対応
- 日常生活における事故防止
(総務局、生活文化局、福祉保健局、東京消防庁など)

IV 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

- 情報提供体制の整備
- 情報提供の内容充実
(生活文化局、福祉保健局、産業労働局、警視庁など)

V 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

- 普及啓発の充実、社会参加支援
- ユニバーサルデザイン学習の普及
(福祉保健局、交通局、教育庁、オリパラ局など)

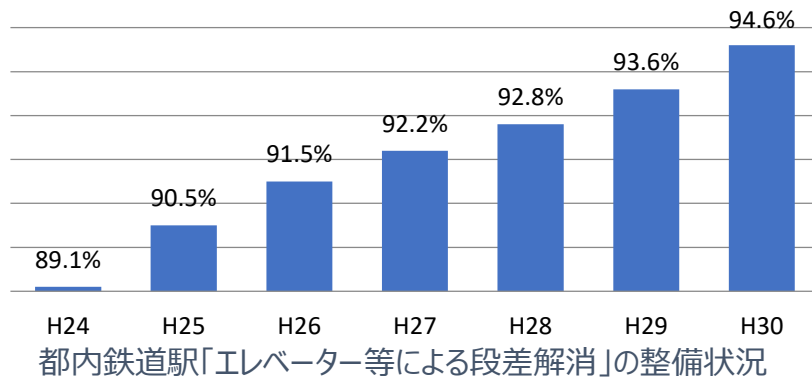
事業数：計120事業（20局）

東京都福祉のまちづくり推進計画(2019-2023年度)について

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

現 状

- 都内の鉄道駅は、エレベーター設置等による段差解消等のバリアフリー化の整備が進展
- 都道等において、歩道の段差解消、勾配の改善、誘導ブロックの設置などを推進



課 題

- 車両や施設のバリアフリー化をより一層進めることが重要
 - ・ 移動等円滑化経路の最短化
 - ・ 大規模な駅における複数化
 - ・ 乗継ぎ経路のバリアフリー化に向けた整備
- 障害者団体等の参加を得ながら、より利用者目線に立った道路のバリアフリー化を進めていくことが必要
- 誰もが利用しやすいバスやタクシーの車両普及を推進していくことが必要

全ての人が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図っていく

今後の取組の方向性

- 民間鉄道駅におけるエレベーター等による移動等円滑化経路（1ルート以上）の確保を目指す。
- 障害者団体等と意見交換を行いながら、歩道の段差解消や点字ブロックの設置等、利用者目線の取組を進める。
- 東京2020大会までに、ユニバーサルデザインタクシー約1万台の普及促進と円滑な利用を支援していく。



計画事業の展開

- 鉄道駅エレベーター等整備事業〈都市整備局〉
- ホームドア等整備促進事業〈都市整備局〉
- 道路のバリアフリー化〈建設局〉
- だれにも乗り降りしやすいバス整備事業〈都市整備局〉
- 観光バス等バリアフリー化支援事業〈産業労働局〉
- 次世代タクシーの普及促進事業〈環境局〉

等 計 3 2 事業

東京都福祉のまちづくり推進計画(2019-2023年度)について

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

現 状

- バリアフリー法、建築物バリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例に基づき、相当数の建築物のバリアフリー化が進展
- 誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進展
- 高齢者や子育て世帯が安全で安心して暮らせる住環境の整備が進んでいる。



課 題

- 整備基準に基づく整備に加えて、高齢者や障害者等の当事者が参加して施設整備を推進していくことが必要
- 東京2020大会において国内外から多様な旅行者を迎えるに当たり、高齢者や障害者等が安心して都内で観光を楽しめる環境の整備が重要
- 公園内の整備とともに、公園までの経路も含めた環境整備が重要

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、
利用者の視点に立った施設や環境の整備を進めていく

今後の取組の方向性

- 宿泊施設の整備基準等を見直し、より多くの人が利用できる宿泊施設の整備を推進していく。
- 高齢者や障害者を含む住民参加による点検を踏まえた施設整備のバリアフリー化を支援していく。
- 自然公園の利用施設において、バリアフリー化を推進していくとともに、多様な利用者を支援するソフト事業を検討していく。



計画事業の展開

- ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業〈福祉保健局〉
- 宿泊施設のバリアフリー化支援事業〈産業労働局〉
- アクセシブル・ツーリズムの推進〈産業労働局〉
- 都立公園の整備〈建設局〉
- 自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化〈環境局〉
- 公営（都営）住宅のバリアフリー化の促進〈住宅政策本部〉等 計28事業

東京都福祉のまちづくり推進計画(2019-2023年度)について

3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

現 状

- 災害が発生した場合には、全ての被災住民が支援を必要とするが、なかでも要配慮者は、災害時の一連の行動に当たって支援を要することから、十分な配慮が必要
- 災害時における要配慮者の支援体制の整備やヘルプカードの作成など、災害時及び緊急時に備えた取組を進めてきた。



課題

- 高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するためには、様々な施策を福祉のまちづくりの観点も踏まえて推進していくことが重要
- 防災に関する情報や、発災後の避難所等における情報を文字情報も含めて様々な手段で全ての人にわかりやすく提供することが必要
- 要配慮者の定期的な把握や個別の避難支援計画の策定等、区市町村における要配慮者対策の強化を支援することが必要

災害時・緊急時に要配慮者の安全を確保するため、
事前の備えや発災後の応急対策等の取組を推進していく

今後の取組の方向性

- 福祉避難所となる社会福祉施設等の耐震化を引き続き促進していく。
- 日頃の備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策の構築を働きかけるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を引き続き支援していく。



計画事業の展開

- 社会福祉施設等耐震化促進事業〈福祉保健局〉
- 災害時における要配慮者の支援体制整備の促進〈福祉保健局〉
- 帰宅困難者対策における要配慮者への支援〈総務局〉
- 要配慮者の安全対策〈東京消防庁〉
- ヘルプカード作成促進事業〈福祉保健局〉
- 都民生活において生ずる事故防止対策の推進〈東京消防庁〉等 計 10 事業

東京都福祉のまちづくり推進計画(2019-2023年度)について

4 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

現 状

- 様々な手段による情報提供や提供する内容の充実に取り組んでいる。
 - ・視覚障害者や聴覚障害者に対するコミュニケーション支援
 - ・都政情報の提供や公共施設における案内
 - ・多言語によるホームページでの情報提供
 - ・外国語ボランティアの育成 など



課 題

- 音声や文字による情報化のほか、点字、拡大文字、手話、筆記、絵文字・記号、多言語による対応等、I C Tも活用しながら、様々な手段で情報提供を行える環境を整備する必要がある。
- 東京2020大会も見据え、外国人旅行者等が安心して東京のまちを楽しめるよう、ピクトグラムや多言語を用いたわかりやすい案内サインを速やかに整備する必要がある。

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、
分かりやすい様々な手段による情報提供を推進

今後の取組の方向性

- 情報を得ることが困難な人に対し、多様な情報伝達方法により情報提供を進め、社会参加を促進
- 主要ターミナル駅において、交通事業者や施設管理者と協議会を立ち上げ、適切な配置や統一感のある表記による分かりやすい案内サインの整備などに取り組んでいく。



計画事業の展開

- | | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| ○ 視覚障害者向け都政情報の提供 〈生活文化局〉 | ○ I C Tによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業 〈福祉保健局〉 |
| ○ 外国人のための防災対策 〈生活文化局〉 | ○ 利用者本位のターミナル実現に向けた補助 〈都市整備局〉 |
| ○ 交番等における手話技能取得者の活動 〈警視庁〉 | ○ 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用 〈福祉保健局〉等 |
- 計 3 0 事業 (再掲含む)

東京都福祉のまちづくり推進計画(2019-2023年度)について

5 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

現 状

- ユニバーサルデザインに関する学習や、ヘルプマークの推進など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を進めている。
- 障害者差別解消条例を制定し、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を推進。



課 題

- 誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるためには、施設等のハード整備とともに、障害の社会モデルの視点でバリアを理解し、考え、必要な行動を続けることが必要
- 区市町村や事業者とも連携して、心のバリアフリーを効果的に推進することが重要
- 東京2020大会を契機に、オリンピック憲章の理念を次代を担う子供たちや都民全体に浸透させることが重要

全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していく

今後の取組の方向性

- 障害のある人もない人もともに暮らす共生社会実現のため、差別解消条例の趣旨を普及啓発していく。
- 心のバリアフリーに取り組む企業等と連携し、心のバリアフリーに対する社会的気運の醸成を図る。
- 東京都人権施策推進指針に掲げた人権課題について、総合的に施策を進める。



計画事業の展開

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| ○ 心のバリアフリーに向けた普及推進〈福祉保健局〉 | ○ 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業〈福祉保健局〉 |
| ○ 心のバリアフリーサポート企業連携事業〈福祉保健局〉 | ○ シティキャストに対する研修〈オリパラ局〉 |
| ○ ヘルプマークの推進〈福祉保健局〉 | ○ 人権に関する普及啓発事業〈総務局〉 |
- 等 計 2 4 事業（再掲含む）